

「外来生物」について

環境省のホームページ（引用文太字）によると、その定義は、

「外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指します。」

「外来生物法は海外から入ってきた生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。」

となっています。

「渡り鳥、海流にのって日本にやってくる魚や植物の種などは、自然の力で移動するものなので外来生物には当たりません。」

「同じ日本の中にいる生物でも、本来は本州以南にしか生息していない生物が北海道に入ってきた、というように日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合に、もともとからその地域にいる生物に影響を与える場合があります。」

上記のように、国内移動により侵入するものも、「外来生物」にあたります。その地域の環境に順応するように進化をした結果、同じ種であっても違う遺伝子を持つ場合があるからです。このことから、最近では安易な放流をすることに対して問題点を指摘することがあります。

「外来生物は意外と身近にたくさんいます。たとえば、四葉のクローバーでおなじみのシロツメクサは、牧草として外国からやってきました。また、アメリカザリガニや、金魚の水草でおなじみのホテイアオイなども外来生物です。」

「日本の野外に生息する外来生物の数はわかっているだけでも約2000種にもなります。明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用、食用、研究などの目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物などに紛れ込んだり、付着して持ち込まれたものも多くあります。これらは、意図的、非意図的の違いはありますが、人間の活動に伴って日本に入ってきているという点で共通しています。」

環境省では、外来生物の問題点として、

「生態系は、長い期間をかけて食う・食われるといったことを繰り返し、微妙なバランスのもとで成立しています。ここに外来生物のように外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や、農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。もちろん全ての外来生物が悪影響を及ぼすわけではなく、たいていの外来生物は自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応してしまいます。しかし、中には非常に大きな悪影響を及ぼすものもいます。」

と指摘しており、また現在制定されている法律の目的については、

「この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。」

となっています。法律の具体的内容については、後ほど説明しています。

この報告書では、明治時代以前のものや国内移入種も「外来生物」として記述していきます。